

質 問 回 答

2023 年 10 月 6 日

「中央アジア・コーカサス地域カスピ海ルート(中央回廊)物流機能強化に係る情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2023 年9月 20 日/公示番号:23a00489)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P. 1 3. 競争に付する事項 (2)業務内容	「本企画競争の対象となる業務は第1期及び第2期の両方を含みます」とあるが、プロポーザルの第二章で記載する項目は、第1期(第6条(1)～(23))のみを対象にすることによいか?	第2期も対象となりますので、記載いただけますでしょうか。
2	P. 2 3. 競争に付する事項 (4)契約履行期間 P. 24 第7条 報告書等	第2期の履行期間が2024年4月～2024年10月になっているが、第2期(追加業務)の最終成果品の提出時期が2024年2月又は2024年4月になっており、提出時期に誤りがないか?	提出時期に誤りがありました。「第7条 報告書等」に示す第2期の成果品((7)～(11))の提出期限は履行期間末日に修正します。また、概略事業費(第1案)を2月末に提出していただきます。
3	P. 24 第7条 報告書等	(4)ファイナル・レポートは、製本版は不要との理解でよいか?	現時点では、第2期の実施を前提に不要としています。もし第2期を実施しない場合には、作成する可能性があります。その場合には改めて相談させていただきます。
4	P. 28 業務実施上の条件 (1)業務工程	“2024年1月下旬に第二次現地調査(概略設計ドラフト説明(DOD))を実施する。”とあるが、これはすなわち2024年1月下旬頃までに無償の概略事業費を確定すると理解してよいか。	“2024年7月下旬に第二次現地調査(概略設計ドラフト説明(DOD))を実施する。”に訂正します。それ以降～10月の間は同調査結果を踏まえ、最終成果品の作成等を実施いただきます。

		またその場合、DOD 後の 2024 年 4 月～10 月に実施予定の第 2 期業務の主たる作業は何か。	
5	P. 28 業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者構成案	第1期の渡航回数が目途が提示されていないが、全何回になるか？	第1期の渡航回数は全 7 回です。渡航回数は各団員原則 1 回を想定しています(複数回の渡航をご提案いただくことは可)。
6	P. 28 業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者構成案	第2期の渡航回数が目途が全 7 回と提示されているが、現地 0.9 人月に対して 7 回は誤りではないか？	全 7 回は第 1 期です。第 2 期は対象を税関保安機材に絞った想定であり、また、第 2 期における現地調査は DOD のみの想定です。
7	P. 31 4. 見積書作成にかかる留意事項 (2) 上限額について	提示されている上限額は、第1期分のみの金額との理解でよいのか？	第1期分のみの想定です。
8	p.12 第 5 条 実施方針及び留意事項 (6) 協力の対象国	中央アジアの他の 3 カ国及びアルメニアを含めることが望ましい場合には、中央アジア及びコーカサス 8 カ国を対象として検討するとあり、その場合はプロポーザルにて提案すること、とされています。プロポーザルでは、望ましいかどうかを評価すればよく、他の 4 カ国の調査は実施しない、という理解でよろしいでしょうか。仮に、他の 4 カ国の調査を実施する場合は、契約交渉また変更契約で必要経費を増額するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	p.15 第 6 条 業務の内容 (2) インセプション・レポートの説	「JICA が派遣する調査団と協力し」とありますが、現時点で想定している調査団のスケジュールをご教示いただけますか？ JICA 調査団	税関に関する調査団をタジキスタン、キルギス、カザフスタン、アゼルバイジャンに計 10 日程度の期間派遣する予定です。具体的な時期及びルートに

	明/協議	はコンサルタントチームよりも、日程が短いと思われるため、お伺いしています。また、コンサルタントの具体的な支援内容は何を想定しているでしょうか？(例)JICA調査団に同行して、4ヶ国の政府関係者にインセプション・レポートを説明し、内容について協議・確認する。	については、コンサルタントチームの予定にできるだけ合わせることを想定しています。但し、ご指摘のとおりコンサルタントチームよりも日程が短いため、4カ国全部の予定を合わせることはできません。また、具体的な支援内容ですが、例として上げられているインセプション・レポートの説明や協議の他、調査団(財務省からの官ミッションを想定)との間での相互に補完できるよう調査項目の分担を想定しています。
10	P. 21 3) 機材計画、 5) ソフトコンポーネント等の検討 P. 29 (3) 現地再委託	左記の3カ所に「キルギス」との記載がありますが、誤植と認識しております。正しい国名をご教示頂ければと思います。	失礼しました。キルギス→各国(カザフスタン、アゼルバイジャン、ジョージア、タジキスタン)に読み替えてください。
11	P. 1 3. 競争に付する事項 (2) 業務内容	左記項目の囲みの第1パラグラフで、本調査の業務内容は「第6条 業務の内容」の(1)～(22)とある一方で、第2パラグラフの後半に、「本企画競争の対象となる業務は第1期及び第2期の両方を含みます」とあります。 (注:上記の(1)～(22)は、(1)～(23)の理解です。) 現時点では、無償資金協力の対象が決まっておらず、第2期の実施も未確定なことから、プロポーザル第2章では「第6条 業務の内容」の(1)～(23)を対象として記載すると理解しております。その理解で良いでしょうか？	本調査は追加業務(第2期)の実施を前提としていません。従って、現時点で業務の内容は第1期のみとなります。しかし、仮に追加業務(第2期)の実施が決まった場合、第1期を実施した会社と継続契約を締結することを想定しています。従って、企画競争においては、追加業務も含めて評価を行います。そこで、プロポーザルには、第1期(1)～(23)だけではなく第2期(24)～(37)についても記載いただきます。第2期については、無償資金協力の対象として4カ国(カザフスタン、アゼルバイジャン、ジョージア、タジキスタン)における税関保安機材の整備を仮定してください。

12	p.20 第 6 条 業務の内容(22)現地調査結果の取りまとめ 及び p.24 第 7 条 報告書等	2023 年 12 月上旬より国内事前準備を開始し、その後速やかに 1 週間弱×4 か国の現地調査を実施するとの理解ですが、p.20 の(22)には、「…帰国後 20 日以内に現地調査結果概要(和文)を作成…」と書かれている一方、p.24 では、「(3)現地調査結果概要:提出期限 2023 年 12 月」と記載されています。後者は正しくは 2024 年 1 月との解釈でよろしいでしょうか。	2024年 1 月でお願いします。
13	p.1 3.競争に付する事項(2)業務内容 及び p.30 4.見積書作成にかかる留意事項(2)上限額について	「…同調査の業務内容は「第 2 章 特記仕様書案」の「第 6 条 業務の内容」に掲げる(1)～(22)とします(第 1 期)。」と記載されている一方、その後段に「…本企画競争の対象となる業務は第 1 期及び第 2 期の両方を含みます。」と記載があります。今回のプロポーザルにおいては、第 1 期の業務についてのみ提案するものと理解していますが、第 2 期についても含むようであればご教示ください。 併せて、見積上限額についても第 1 期の見積のみを勘案したものと理解しており、第 1 期の見積のみ提出すればよいものと理解していますが、第 2 期も含むようであればご教示ください。	プロポーザルにおいては、第 2 期の業務も含めて提案をお願いします(第 2 期も含めての企画競争)。他方、見積りについては第 1 期のみ計上をお願いします。
14	p.28 2. 業務実施上の条件(1)業務工程	「2023 年 12 月上旬より国内事前準備を開始し、その後速やかに現地調査を開始」とのことですが、年末までに現地調査を終えるためには大変タイトな工程かと思います。可能な限り	プロポーザルご提出後、評価及び契約交渉順位や契約交渉、その後の必要な書類の作成等に双方でどうしても必要な時間がかかりますが、可能な範囲でできるだけ手続きを迅速化していきたい

		早く契約締結し、11月下旬ごろから業務を開始することは可能でしょうか。	と考えています。ご協力をお願いします。
2023年9月27日以降			
15	P. 2 3. 競争に付する事項 (4) 契約履行期間 P. 24 第7条 報告書等	(7)～(11)の提出期限は履行期間末尾(2024年10月)と回答があったが、(5)、(6)、(12)、(13)の提出期限は原案通りという理解でしょうか。	最終成果品の提出期限の変更に合わせて以下のとおり変更します。 (5)→3月 (6)→5月 (12)及び(13)→10月
16	P. 2 3. 競争に付する事項 (4) 契約履行期間 P.24 第7条 報告書等	JICA 補足説明	契約履行期間と報告書等については以下のとおりに変更します。 第1期：2023年12月～2024年2月 第2期：2024年3月～2024年10月 <報告書> 1期の提出物は(1)～(4) 2期の提出物は(5)以降 最終報告書： (7)～(8) 2月→履行期限末日(10月) (9)～(11) 4月→履行期限末日(10月) 最終報告書以外 (5) 3月 → 変更なし (6) 2月 → 5月 (12)～(13) 4月→10月

以上